

皆さんこんにちは。青森市勝田で会計事務所を営んでいる、公認会計士・税理士の西谷俊広です。

今回も税務調査のポイントについてのお話です。前回の家事関連費に続いて、今回は必要経費についてお話しします。

○人件費  
人件費は架空計上が問題となります。実在するスタッフか、実際に業務に

知る

# 税務

# 医業

学ぶ

従事しているかを、履歴書や従業員名簿、タイムカードや出勤簿を元に確認が行われます。家族への給料は必要経費にはなりません。青色事業専従者の届出をすることで、必要経費として認められます。青色事業専従者については、その要件を満たしているかがチェックの対象となります。具体的には、青色申告者と「生計を一」にしているか、年間6か月超は青色申告者の事業に専念しているか、給与の金額が妥当かなどです。

青色事業専従者については、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象となりませんので注意が必要です。また、青色事業専従者の給与の金額は、「仮に第三者を雇うとすればいくら給料を払うか」が金額の妥当性を判断する基準となります。そのため、勤務した期間や時間、仕事内容と比較して給料が高すぎると必要経費として認められません。更に、青色事業専従者に他の職業がある場合、他の

はなりません。医師会費及び歯科医師会費は必要経費ですが、医師国保及び歯科医師国保の保険料は必要経費になりません。また、火災保険で積立型の商品の場合は、積立部分の保険料は必要経費にはなりません。ご自身で申告し

できません。一旦固定資産に計上し一定の期間に渡って必要経費として処理することになります。これを減価償却といい、一定の期間を「耐用年数」といいます。減価償却は、現金を支出した時と必要経費になるタイミングが異なるという、会計に特有の考え方です。耐用年数は公平性を保つため、物品ごとに耐用年数が決まっています。この減価償却の対象となるのは建物や構築物、機械や器具備品です。

ご自身で申告している場合、支払額をそのまま必要経費にしているケースがあります。また、土地は減価償却の対象とはなりません。そのため土地を購入しても必要経費にはなりませんので注意が必要です。

○修繕費  
建物を修理する場合、支出した金額を必ずしも一度に必要経費にできるとは限りません。固定資産を取得したときと同様に、いったん資産として計上し、一定の期間に渡って減価償却が必要となる場合もあります。具体的には、その支出が原状回復のための支出であれば修繕費として一度に必要経費となりますが、その支出が建物の価値を高め、もしくは耐久性を増すと認められる場合には資産に計上することになります。この区分については、税務調査の際に問題となることがよくあります。

## 【今月のテーマ】 税務調査のポイント その2

職業に携わっている期間は、青色事業専従者の事業に専念しているとは原則認められません。但し、他の職業に携わっている時間が短い場合には、認められることもあります。

○税金、保険料  
所得税、市民税は必要経費に

○減価償却  
使用期間が一年以上で、かつ10万円以上の資産を購入した場合、その支出は一度に全額を必要経費とすることが

できません。一旦固定資産に計上し一定の期間に渡って必要経費として処理することになります。これを減価償却といい、一定の期間を「耐用年数」といいます。減価償却は、現金を支出した時と必要経費になるタイミングが異なるという、会計に特有の考え方です。耐用年数は公平性を保つため、物品ごとに耐用年数が決まっています。この減価償却の対象となるのは建物や構築物、機械や器具備品です。

ご自身で申告している場合、支払額をそのまま必要経費にしているケースがあります。また、土地は減価償却の対象とはなりません。そのため土地を購入しても必要経費にはなりませんので注意が必要です。

### 筆者紹介

西谷俊広(にしやとしひろ)。公認会計士、税理士。昭和43年青森市生まれ。函館ラサール高校卒、東京外国語大学英米科卒、監査法人トーマツ勤務、国際協力銀行勤務を経て平成13年に帰青。西谷律男税理士事務所、三浦公武税理士事務所、阿部税理士税理士事務所を継承し現在に至る。平成28年6月より、みちのく銀行社外等取締役(現任)。

